

公募型企画提案の公告

デジタルを活用した魅力的な動画コンテンツ制作業務について、公募型企画提案方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和5年1月20日

奈良県総務部長 湯山 壮一郎

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
デジタルを活用した魅力的な動画コンテンツ制作業務
- (2) 委託業務の内容
4の(2)により配布する仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和5年3月10日まで
- (4) 契約金額の上限
2,541,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 応募資格

本業務の企画提案に参加する場合は、次の要件を全て備えていること。

- (1) 奈良県競争入札参加者資格名簿に次の登録区分で登録されている者であること。
ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
(中分類及び小分類)…Q3「映画制作」又はQ5「広告・イベント業務」が主業務
- (2) 過去5年間に、国、地方公共団体とこの企画提案に係る契約と同種類の契約又は県が同等と認める契約を締結し、これらを履行した者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

3 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 応募資格の無い者が提案したとき

- ②所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ③企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき
- ④企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑤提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑥見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積りをしたとき
- ⑦提出書類の重大な記載不備等により、無効であると判断したとき

4 手続等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30 (奈良県庁情報管理棟1階)
奈良県総務部 デジタル戦略課
電話番号 0742-27-8450 (直通)
FAX番号 0742-23-4196

(2) 実施要領及び仕様書の配布

令和5年1月20日(金)から同年2月10日(金)までの午前9時から午後4時まで(ただし、土日を除く平日で、かつ正午から午後1時までを除く。)の間に、(1)の担当部局において配布する。または奈良県総務部デジタル戦略課ホームページから入手するものとする。

(3) 質問の受付

(2)の実施要領に示すところによる。

(4) 企画提案参加の表明

(2)の実施要領に示すところによる。

(5) 企画提案書の提出

(2)の実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)の実施要領に示すところによる。

6 その他

(1) 本業務の企画提案への参加に係る経費は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) その他、詳細は4の(2)により配布する実施要領及び仕様書に示すところによる。